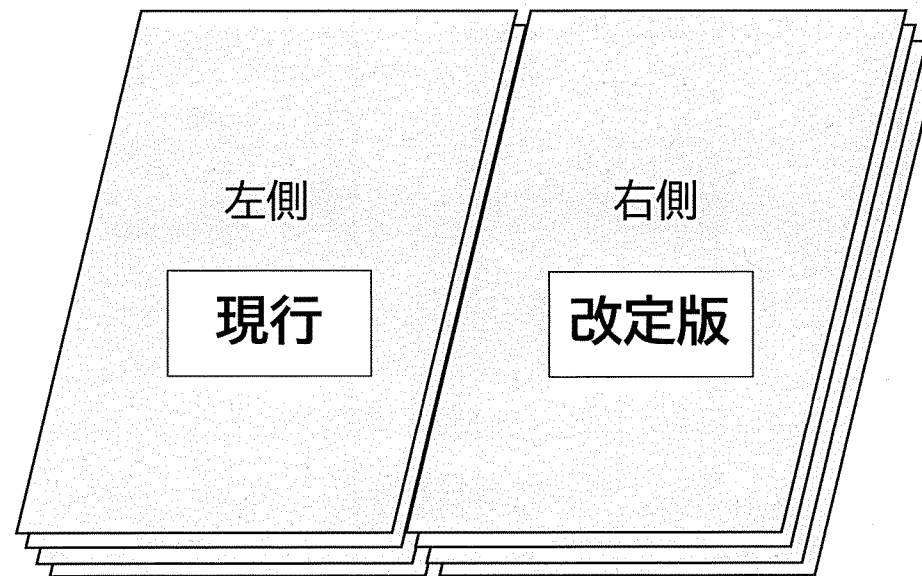


岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針 （新旧対比版）



※新旧対比しやすいように、該当項目ごとにそろえたため、目次及び新旧対照表のページ番号とは一致していません。

※P9は、変更が無いため提示しておりません

岐阜県における
いじめの防止等のための基本的な方針

岐阜県における
いじめの防止等のための基本的な方針

平成26年 3月
(平成29年8月22日改定)
(令和3年4月1日改定)

岐 阜 県



平成26年 3月
令和〇年〇月〇日改定版

岐 阜 県



はじめに	1
Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な認識	1
1 基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	3
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
（1）いじめの未然防止	3
（2）いじめの早期発見	3
（3）いじめの早期対応	4
（4）家庭や地域との連携	4
（5）関係機関との連携	4
Ⅱ いじめの防止等のために岐阜県が実施する施策	4
1 基本的な方針の策定	4
2 組織等の設置	5
（1）「岐阜県いじめ問題対策検討会」	5
（2）「岐阜県いじめ防止等対策審議会」	5
（3）「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」	5
3 いじめの防止等に向けた具体的な施策	6
（1）県における関係機関等と連携した体制の整備	6
（2）いじめの未然防止	6
（3）いじめの早期発見・早期対応	7
（4）教職員の資質向上	9
（5）学校評価や学校運営支援	9
（6）私立学校への支援	10

はじめに	1
Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な認識	1
1 基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	3
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
（1）いじめの未然防止	3
（2）いじめの早期発見	3
（3）いじめの早期対応	3
（4）家庭や地域との連携	4
（5）関係機関との連携	4
Ⅱ いじめの防止等のために岐阜県が実施する施策	4
1 基本的な方針の策定	4
2 組織等の設置	4
（1）「岐阜県いじめ問題対策検討会」	4
（2）「岐阜県いじめ防止等対策審議会」	5
（3）「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」	5
3 いじめの防止等に向けた具体的な施策	5
（1）県における関係機関等と連携した体制の整備	5
（2）いじめの未然防止	6
（3）いじめの早期発見・早期対応	7
（4）教職員の資質向上	8
（5）学校評価や学校運営支援	9
（6）私立学校への支援	10

III いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	10
1 学校いじめ防止基本方針の策定	10
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	12
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	14
(1) いじめの未然防止	14
(2) 早期発見	14
(3) いじめへの対処	15
4 資料の保管	16
IV 重大事態への対処	16
1 学校の設置者又は学校による調査	16
(1) 重大事態の意味について	16
(2) 重大事態の報告	17
(3) 重大事態の調査	17
① 調査主体について	17
② 調査を行うための組織について	17
③ 調査を行うための留意事項について	18
(4) 調査結果の提供及び報告	18
① 情報を提供する際の留意事項について	18
② 調査結果の報告	18
2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	19
(1) 「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査	19
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	19
V その他いじめの防止等のための対策に関する事項	19

III いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	10
1 学校いじめ防止基本方針の策定	10
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	11
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	13
(1) いじめの未然防止	13
(2) いじめの早期発見	14
(3) いじめの早期対応	14
4 資料の保管	16
IV 重大事態への対処	16
1 学校の設置者又は学校による調査	16
(1) 重大事態の意味と重大事態調査の目的	16
(2) 重大事態に対する平時からの備え	17
(3) 学校の設置者及び学校の基本的姿勢	17
(4) 重大事態を把握する端緒	18
(5) 重大事態発生時の対応	18
(6) 調査組織の設置	18
① 調査主体の決定	18
② 調査組織の検討	19
③ 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	19
④ 重大事態調査の進め方	20
⑤ 調査結果の説明・公表	20
⑥ 調査を行うための留意事項	21
(7) 重大事態調査の対応における個人情報保護	21
(8) 調査結果を踏まえた対応	21
2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	22
(1) 「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査	22
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	22
V その他いじめの防止等のための対策に関する事項	23
附則	23
【用語解説】	24

岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本基本的な方針（以下「岐阜県の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、県や市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、岐阜県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために岐阜県が策定するものである。

岐阜県では「岐阜県の基本方針」に基づき、いじめに関わる全ての関係者や関係機関が協力して対応に取り組むこととする。

また、市町村が基本方針を定める場合は岐阜県の基本方針を参酌し、各市町村の実情に応じたいじめに関する施策を基に対応するものとする。

Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な認識

1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止等に努めなければならない。

そのために、児童生徒に関わる全ての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等に当たらなければならない。「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることが必要である。

家庭においては、児童生徒がいじめをすることのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。また、地域社会においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで児童生徒を守り育てる体制をつくり、児童生徒を健全に育成することが重要である。

岐阜県においては、市町村や地域住民、家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるような社会総ぐるみの体制を整備するとともに、当該児童生徒やその所属する学校に対して効果的な支援を行えるような施策を実現し、積極的に関係機関に対して指導・助言を行うことを通して、いじめの問題の未然防止や早期解決を目指す。

岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒等の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本基本的な方針（以下「岐阜県の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、県や市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、岐阜県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために岐阜県が策定するものである。

岐阜県では「岐阜県の基本方針」に基づき、いじめに関わる全ての関係者や関係機関が協力して対応に取り組むこととする。

また、市町村が基本方針を定める場合は岐阜県の基本方針を参酌し、各市町村の実情に応じたいじめに関する施策を基に対応するものとする。

Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な認識

1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止等に努めなければならない。

そのために、児童生徒に関わる全ての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等に当たらなければならない。「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることが必要である。

家庭においては、児童生徒がいじめをすることのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。また、地域社会においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで児童生徒を守り育てる体制をつくり、児童生徒を健全に育成することが重要である。

岐阜県においては、市町村や地域住民、家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるような社会総ぐるみの体制を整備するとともに、当該児童生徒やその所属する学校に対して効果的な支援を行えるような施策を実現し、積極的に関係機関に対して指導・助言を行うことを通して、いじめの問題の未然防止や早期発見・早期対応を目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかったりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた児童生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた児童生徒の心に寄り添うことも必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。岐阜県の基本方針12ページ参照）を活用して行う。

<一定の人的関係>とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

<物理的な影響を与える行為>とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応によることも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒等の立場に立つことが必要である。いじめを受けていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかったりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた児童生徒等の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめを行った児童生徒等の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめを行った児童生徒等の心に寄り添うことも必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。岐阜県の基本方針11頁参照）を活用して行う。

<一定の人的関係>とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

<物理的な影響を与える行為>とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめを受けた児童生徒等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒等が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応によることも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気が生まれるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」が重要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気が生まれるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」が重要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を慎重に確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会、学校の設置者への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携も必要である。このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の早期対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応できるような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えば「子どもの居場所と絆づくり県民運動」のようにPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、「岐阜県いじめ問題対策検討会」や「岐阜県生徒指導推進会議」により、岐阜県全体におけるいじめの未然防止についての連携を図ったりするなど、いじめの問題について地域ぐるみでの取組を推進することが必要である。

また、インターネットなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関との連携が重要である。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会、学校の設置者においていじめを受けた児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども相談センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、県の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、協力体制を構築しておくことが必要である。

例えば、医療機関等との連携の下、教育相談を行ったり、警察や法務局等の人権擁護機関による相談窓口を周知したり、児童生徒及び保護者への指導・啓発等、具体的な教育活動への参画について協力を得るなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

Ⅱ いじめの防止等のために岐阜県が実施する施策

1 基本的な方針の策定

岐阜県の基本方針は、県内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定めている。

岐阜県の基本方針が、地域の実情に即して適切に機能しているかを、「岐阜県いじめ問題対策検討会」や「岐阜県いじめ防止等対策審議会」において計画・実行・評価・改善について点検し、必要に応じて見直しを行う。また、いじめは、県内全ての児童生徒に関係

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒等やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめを行~~った~~とされる児童生徒等に対して事実を慎重に確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会、学校の設置者への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携も必要である。このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の早期対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応できるような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えば「あったかい言葉かけ県民運動」のようにPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、「岐阜県いじめ問題対策検討会」や「岐阜県生徒指導推進会議」により、岐阜県全体におけるいじめの未然防止についての連携を図ったりするなど、いじめの問題について地域ぐるみで取組を推進することが必要である。

また、インターネットなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関との連携が重要である。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会、学校の設置者においていじめを行~~った~~児童生徒等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども相談センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、県の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、協力体制を構築しておくことが必要である。

例えば、医療機関等との連携の下、教育相談を行ったり、警察や法務局等の人権擁護機関による相談窓口を周知したり、児童生徒及び保護者への指導・啓発等、具体的な教育活動への参画について協力を得るなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

Ⅱ いじめの防止等のために岐阜県が実施する施策

1 基本的な方針の策定

岐阜県の基本方針は、県内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定めている。

岐阜県の基本方針が、地域の実情に即して適切に機能しているかを、「岐阜県いじめ問題対策検討会」や「岐阜県いじめ防止等対策審議会」において計画・実行・評価・改善について点検し、必要に応じて見直しを行う。また、いじめは、県内全ての児童生徒に関係

する問題であり、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための岐阜県の基本方針には、私立学校もその対象として含むものとする。

2 組織等の設置

(1)「岐阜県いじめ問題対策検討会」

県教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、「岐阜県いじめ問題対策検討会」を設置し、岐阜県の基本方針の策定や見直し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

「岐阜県いじめ問題対策検討会」の構成員は、学校関係者、岐阜県教育委員会、知事部局私立学校主管部局、岐阜県中央子ども相談センター、岐阜県地方務局、岐阜県警察、岐阜県弁護士会、岐阜県医師会、岐阜県臨床心理士会、市町村教育委員会代表等である。

この検討会は、市町村が設置する学校の内いじめの防止等にも参考となるよう、県内の市町村教育委員会等との情報共有等の連携も行う。なお、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく連絡協議会等の設置が難しい市町村においては、県の検討会の内容を情報提供するなどの連携ができるよう配慮する。

(2)「岐阜県いじめ防止等対策審議会」

県教育委員会は、法第28条第1項に基づき、県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査やいじめの防止等のための調査研究等を行う附属機関として、「岐阜県いじめ防止等対策審議会」を設置する。

「岐阜県いじめ防止等対策審議会」の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

この審議会では、「重大事態の調査」「いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策の検討」「いじめの通報や相談を受け、必要な際に第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解消を図る」などを目的として設置する。

なお、小規模の市町村など設置が困難な地域もあるため、県教育委員会は、市町村への支援のため職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を整える。

(3)「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」

知事は、法第30条第2項及び第31条第2項に基づき、県立学校及び私立学校における重大事態の調査結果について、必要があると認めた時は再調査を行う附属機関として、「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」を設置する。

「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

調査結果の報告を受けた知事が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について調査を行うことができる。

する問題であり、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための岐阜県の基本方針には、私立学校もその対象として含むものとする。

2 組織等の設置

(1)「岐阜県いじめ問題対策検討会」

県教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、「岐阜県いじめ問題対策検討会」を設置し、岐阜県の基本方針の策定や見直し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

「岐阜県いじめ問題対策検討会」の構成員は、学校関係者、岐阜県教育委員会、知事部局私立学校主管部局、岐阜県中央子ども相談センター、岐阜県地方務局、岐阜県警察、岐阜県弁護士会、岐阜県医師会、岐阜県臨床心理士会、市町村教育委員会代表等である。

この検討会は、市町村が設置する学校の内いじめの防止等にも参考となるよう、県内の市町村教育委員会等との情報共有等の連携も行う。なお、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく連絡協議会等の設置が難しい市町村においては、県の検討会の内容を情報提供するなどの連携ができるよう配慮する。

(2)「岐阜県いじめ防止等対策審議会」

県教育委員会は、法第28条第1項に基づき、県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査やいじめの防止等のための調査研究等を行う附属機関として、「岐阜県いじめ防止等対策審議会」を設置する。

「岐阜県いじめ防止等対策審議会」の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

この審議会では、「県立学校における重大事態に関すること、いじめの防止等のための対策に関すること、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項に関することについて、調査審議を行う。

なお、小規模の市町村など設置が困難な地域もあるため、県教育委員会は、市町村への支援のため職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を整える。

(3)「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」

知事は、法第30条第2項及び第31条第2項に基づき、県立学校及び私立学校における重大事態の調査結果について、必要があると認めた時は再調査を行う附属機関として、「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」を設置する。

「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

調査結果の報告を受けた知事が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について調査を行うことができる。

3 いじめの防止等に向けた具体的な施策

(1) 県における関係機関等と連携した体制の整備

- いじめの防止等に関わる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携を強化する。
 - ・「岐阜県いじめ問題対策検討会」「岐阜県生徒指導推進会議」における協議や情報交換等を通じて、いじめの防止等の取組が関係者の密接な連携の下で行われるよう努める。

＜県教育委員会、環境生活部、警察＞
 - ・「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」や「学校警察連絡協議会」などの枠組みの下、県教育委員会及び学校と警察との連携体制を整備する。

＜県教育委員会、環境生活部、警察＞
 - ・県内各地区で「生徒指導連携強化委員会」を定期的に開催し、いじめ等の生徒指導上の課題について、学校、PTA、児童生徒の育成に関わる団体及び警察等の関係機関等の共通理解を図る。また、「岐阜県生徒指導推進会議」との連携の下、各地域の公民館を拠点とした少年育成団体の活動や子ども会の活動等地域ぐるみで、子供たちの絆を強めるとともに、多くの大人が地域で子供を守り育てる活動でいじめ等の防止に努める。

＜県教育委員会、環境生活部、警察＞

- 複雑化・多様化するいじめ等に対応するため、県教育委員会におけるいじめの防止等に対応する体制の強化を図る。
 - ・県教育委員会の関係各課の職員で構成する「生徒指導総合支援チーム」において、常に密接な連携の下で、各課の専門性を活かして、いじめ等の生徒指導上の課題への対応策の検討や、いじめ事案への対応に関する公立学校、市町村教育委員会への支援等を行う。

＜県教育委員会＞

(2) いじめの未然防止

- 豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進する。

＜県教育委員会＞

 - ・児童生徒一人一人が居場所と絆を実感できる集団づくりなど、いじめ・不登校の未然防止に関する実践研究を行い、その成果を県内に広く普及する。
 - ・県内の全公立小学校・中学校・義務教育学校を計画的に訪問し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育について指導・助言を行うとともに、学校や地域の実情に応じた道徳教育の実践研究を行い、その成果を県内に広く普及する。
 - ・県内の全公立学校（大学を除く。）において「ひびきあいの日」を実施し、児童生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。
- より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、「子どもの居場所と絆づくり県民運動」を推進する。

＜県教育委員会＞

 - ・学校と家庭、地域社会が連携・協力し、「あったかい言葉かけ運動」や、大人と子供がいじめ等について直接意見交流を行う「居場所と絆づくり交流会」を行う。
 - ・保護者を対象とした県民運動等の啓発活動や相談窓口の周知等、家庭への支援を行う。
- 「いじめは、人間として許されない」という意識を徹底するため、人権尊重の意識の高揚を図る普及・啓発活動、研修等を充実する。

3 いじめの防止等に向けた具体的な施策

(1) 県における関係機関等と連携した体制の整備

- いじめの防止等に関わる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携を強化する。
 - ・「岐阜県いじめ問題対策検討会」「岐阜県生徒指導推進会議」における協議や情報交換等を通じて、いじめの防止等の取組が関係者の密接な連携の下で行われるよう努める。

＜県教育委員会、環境生活部、警察＞
 - ・「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」や「学校警察連絡協議会」などの枠組みの下、県教育委員会及び学校と警察との連携体制を整備する。

＜県教育委員会、環境生活部、警察＞
 - ・県内各地区で「生徒指導連携強化委員会」を定期的に開催し、いじめ等の生徒指導上の課題について、学校、PTA、児童生徒の育成に関わる団体及び警察等の関係機関等の共通理解を図る。また、「岐阜県生徒指導推進会議」との連携の下、各地域の公民館を拠点とした少年育成団体の活動や子ども会の活動等地域ぐるみで、子供たちの絆を強めるとともに、多くの大人が地域で子供を守り育てる活動でいじめ等の防止に努める。

＜県教育委員会、環境生活部、警察＞

- 複雑化・多様化するいじめ等に対応するため、県教育委員会におけるいじめの防止等に対応する体制の強化を図る。
 - ・県教育委員会の職員と専門家で構成する「学校いじめ対策チーム」において、常に密接な連携の下で、いじめ等の生徒指導上の課題への対応策の検討や、いじめ事案への対応に関する公立学校、市町村教育委員会への支援等を行う。

＜県教育委員会＞

(2) いじめの未然防止

- 豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進する。

＜県教育委員会＞

 - ・児童生徒一人一人が居場所と絆を実感できる集団づくりなど、いじめの未然防止に関する実践研究を行い、その成果を県内に広く普及する。
 - ・県内の全公立小学校・中学校・義務教育学校を計画的に訪問し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育について指導・助言を行うとともに、学校や地域の実情に応じた道徳教育の実践研究を行い、その成果を県内に広く普及する。
 - ・県内の全公立園・学校（大学を除く。）において「ひびきあい活動」を実施し、園児児童生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。
- より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、「あったかい言葉かけ県民運動」を推進する。

＜県教育委員会＞

 - ・学校と家庭、地域社会が連携・協力し、「あったかい言葉かけ県民運動」や、大人と子供がいじめ等について、「居場所と絆づくり交流会」で直接意見交流を行う。
 - ・保護者を対象とした県民運動等の啓発活動や相談窓口の周知等、家庭への支援を行う。
- 「いじめは、人間として許されない」という意識を徹底するため、人権尊重の意識の高揚を図る普及・啓発活動、研修等を充実する。

- ・「岐阜県人権教育基本方針」を踏まえ、いじめ、インターネット等による人権侵害等の今日的な人権課題を含めて、人権に関する理解を深めるための教職員研修の充実を図る。 <県教育委員会>
 - ・「岐阜県人権施策推進指針」に基づき、県民一人一人が互いを認め合い、他人の人権を尊重し、よりよく生き合う力を育むことができるよう、様々な機会を通して人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進する。 <環境生活部>
- インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。
- ・子供を有害情報やトラブルから守り、インターネットの適切な利用に関する意識を高めるため、関係機関、団体、事業者と連携して、施策の推進に取り組む。 <環境生活部>
 - ・インターネットトラブルに関する児童生徒・保護者向けの啓発資料、教職員向けの指導資料を作成・配布し、学校における積極的な活用を促す。 <県教育委員会>
- 子供たちの非行防止活動を通じていじめの未然防止に努める。 <警察>
- ・少年補導職員、スクールサポーター※₁及び少年警察ボランティア※₂等が連携し、地域の実情に応じた非行防止教室や講話などに取り組む。
 - ・県内全域の高校生（特別支援学校では高等部）によるMSリーダーズ活動※₃及び中学生によるMSJリーダーズ活動※₃では、非行防止啓発活動、交通安全啓発活動、地域ボランティア活動等を推進し、高校生・中学生の規範意識高揚に取り組む。
- (3) いじめの早期発見・早期対応
- 各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組の充実を推進する。
- ・全公立学校を対象として、いじめの認知件数や対応状況等について、年3回の調査を実施し、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握、早期の適切な対応等を促す。 <県教育委員会>
 - ・私立学校におけるいじめの認知件数や対応状況について定期的に把握し、必要に応じて助言・援助を行う。 <環境生活部>
- いじめなどの児童生徒の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。
- ・学校外の相談窓口（「子供SOS24」、少年サポートセンターの「ヤングテレホンコーナー」、岐阜県総合教育センター及び各教育事務所の相談窓口）について、児童生徒に周知徹底を図るとともに、電話や面接相談を通じて、問題の解決に努める。 <県教育委員会、警察>
 - ・岐阜県総合教育センターに開設した教育支援センター（適応指導教室「G-プレイス」）において、いじめにより不登校となった児童生徒に対するきめ細かな支援を行う。 <県教育委員会>
 - ・青少年SOSセンターにおける児童生徒の相談、支援体制の機能強化、関係機関との連携を図るとともに、市町村の相談・支援体制の整備を支援する。 <環境生活部>
 - ・子ども相談センターにおける「子ども・家庭電話相談室」等で受理したいじめに関連する各種相談に対して、市町村児童福祉担当課、学校及び教育委員会、医療機関、

- ・「岐阜県人権教育基本方針」を踏まえ、いじめ、インターネット等による人権侵害等の今日的な人権課題を含めて、人権に関する理解を深めるための教職員研修の充実を図る。 <県教育委員会>
 - ・「岐阜県人権施策推進指針」に基づき、県民一人一人が互いを認め合い、他人の人権を尊重し、よりよく生き合う力を育むことができるよう、様々な機会を通して人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進する。 <環境生活部>
- インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。
- ・子供を有害情報やトラブルから守り、インターネットの適切な利用に関する意識を高めるため、関係機関、団体、事業者と連携して、施策の推進に取り組む。 <環境生活部>
 - ・インターネットトラブルに関する児童生徒・保護者向けの啓発資料、教職員向けの指導資料を作成・配布し、学校における積極的な活用を促す。 <県教育委員会>
- 子供たちの非行防止活動を通じていじめの未然防止に努める。 <警察>
- ・少年補導職員、スクールサポーター※₁及び少年警察ボランティア※₂等が連携し、地域の実情に応じた非行防止教室や講話などに取り組む。
 - ・県内全域の高校生（特別支援学校では高等部）によるMSリーダーズ活動※₃及び中学生によるMSJリーダーズ活動※₃では、非行防止啓発活動、交通安全啓発活動、地域ボランティア活動等を推進し、高校生・中学生の規範意識高揚に取り組む。
- (3) いじめの早期発見・早期対応
- 各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見・早期対応の取組の充実を推進する。
- ・全公立学校を対象として、いじめの認知件数や対応状況等について、年3回の調査を実施し、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握、早期の適切な対応等を促す。 <県教育委員会>
 - ・私立学校におけるいじめの認知件数や対応状況について定期的に把握し、必要に応じて助言・援助を行う。 <環境生活部>
- いじめなどの児童生徒の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。
- ・学校外の相談窓口（「子供SOS24」、少年サポートセンターの「ヤングテレホンコーナー」、「教育相談ほほえみダイヤル」等）について、児童生徒に周知徹底を図るとともに、電話や面接相談を通じて、問題の解決に努める。 <県教育委員会、警察>
 - ・岐阜県総合教育センターに開設した教育支援センター（「G-プレイス」）において不登校、ひきこもりなど、高校生段階の生徒に対するきめ細かな支援を行う。 <県教育委員会>
 - ・青少年SOSセンターにおける児童生徒の相談、支援体制の機能強化、関係機関との連携を図るとともに、市町村の相談・支援体制の整備を支援する。 <環境生活部>
 - ・子ども相談センターにおける「子ども・家庭電話相談室」等で受理したいじめに関連する各種相談に対して、市町村児童福祉担当課、学校及び教育委員会、医療機関、

警察等と必要に応じて連携及び協議の上、児童福祉法に基づく適切な援助を実施する。
 <健康福祉部>

- スクールカウンセラー等の配置により、学校における教育相談の充実を図る。

<県教育委員会>

- ・ スクールカウンセラー等を全ての公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校で活用できる環境を整備するとともに、その効果的な活用に関する各学校における研修を推進し、学校における教育相談力の向上を図る。
- ・ 各学校においては、スクールカウンセラー等の専門性を有効に活用し、カウンセリングに関する理論や技能、児童生徒のソーシャルスキル※4等の育成についての研修を充実する。

- 個別のいじめ事案について、その態様や対応状況等を踏まえつつ、必要に応じて、各学校や市町村教育委員会に対して、解決に向けた具体的な指導・助言を行う。

- ・ 各教育事務所に配置する「地域担当生徒指導主事」が中心となり、各地区の公立学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について、情報収集に当たるとともに、必要に応じて、いじめの解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携に係る調整等を行う。

<県教育委員会>

- ・ 私立学校におけるいじめ事案については、第一義的には学校又はその設置者である学校法人が自らの責任において解決に向けて主体的に対処すべきものであるが、児童生徒・保護者等からの通報や相談があった場合又は私立学校からの要請があった場合、あるいは深刻な事態を招くことが懸念される場合には、県教育委員会等関係機関と連携しながら、解決に向けた助言・援助を行う。

<環境生活部>

- いじめ事案の解決に向けて、必要とされる専門家を学校の要請に応じて派遣し、学校における対応を支援する。

<県教育委員会>

- ・ 公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じて、臨床心理士や医師、弁護士等、個別の事案に即して、必要とされる専門家を派遣し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。
- ・ 教育事務所にスクールソーシャルワーカー※5を配置し、必要に応じて市町村教育委員会や公立小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、児童生徒の生活環境の改善や福祉部局との連携等が必要とされる事案についての支援を行う。
- ・ 県が指定した「いじめ・不登校等未然防止事業」の公立学校又は市町村教育委員会等に対し、専門的知見から指導・助言ができる大学教授や教員経験者を「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」として派遣する。
- ・ 暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員を派遣し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。

- ネットパトロール※6を通じて、インターネット上の見えないところでのいじめの早期発見・早期対応に努める。

<県教育委員会>

- ・ ソーシャルネットワーキングサービス※7への不適切な書き込み等への監視を強化するとともに、発見された事案について、学校や市町村教育委員会等への情報提供や指導・助言を行う。

警察等と必要に応じて連携及び協議の上、児童福祉法に基づく適切な援助を実施する。

<健康福祉部>

- スクールカウンセラー等の配置により、学校における教育相談の充実を図る。

<県教育委員会>

- ・ スクールカウンセラー等を全ての公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校で活用できる環境を整備するとともに、その効果的な活用に関する各学校における研修を推進し、学校における教育相談力の向上を図る。
- ・ 各学校においては、スクールカウンセラー等の専門性を有効に活用し、カウンセリングに関する理論や技能、児童生徒のソーシャルスキル※4等の育成についての研修を充実する。

- 個別のいじめ事案について、その態様や対応状況等を踏まえつつ、必要に応じて、各学校や市町村教育委員会に対して、解決に向けた具体的な指導・助言を行う。

- ・ 各教育事務所に配置する「地域担当生徒指導主事」が中心となり、各地区の公立学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について、情報収集に当たるとともに、必要に応じて、いじめの解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携に係る調整等を行う。

<県教育委員会>

- ・ 私立学校におけるいじめ事案については、第一義的には学校又はその設置者である学校法人が自らの責任において解決に向けて主体的に対処すべきものであるが、児童生徒・保護者等からの通報や相談があった場合又は私立学校からの要請があった場合、あるいは深刻な事態を招くことが懸念される場合には、県教育委員会等関係機関と連携しながら、解決に向けた助言・援助を行う。

<環境生活部>

- いじめ事案の解決に向けて、必要とされる専門家を学校の要請に応じて派遣し、学校における対応を支援する。

<県教育委員会>

- ・ 公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じて、臨床心理士や医師、弁護士等、個別の事案に即して、必要とされる専門家を派遣し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。
- ・ 教育事務所にスクールソーシャルワーカー※5を配置し、必要に応じて市町村教育委員会や公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に派遣し、児童生徒の生活環境の改善や福祉部局との連携等が必要とされる事案についての支援を行う。
- ・ 県が指定した「いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー派遣事業」の公立学校又は市町村教育委員会等に対し、専門的知見から指導・助言ができる大学教授や教員経験者を「いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー」として派遣する。
- ・ 暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員を派遣し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。

- ネットパトロール※6を通じて、インターネット上の見えないところでのいじめの早期発見・早期対応に努める。

<県教育委員会>

- ・ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）※7への不適切な書き込み等への監視

- 教職員が一人一人の子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、学校運営の改善を支援する。 <県教育委員会>
- ・ 事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(6) 私立学校への支援

- いじめの防止等に向けた取組が推進されるよう支援を行う。 <環境生活部>
- ・ 各学校の実情に応じ実効性のある学校いじめ防止基本方針が策定されるよう助言・援助を行う。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の配置による教育相談体制の整備、退職教員や経験豊かな社会人等外部人材の活用による児童生徒に向き合う環境の整備、道徳教育や人権教育等による心の教育の推進、学校通信やホームページ開設による学校教育活動の保護者等への情報提供など、教育環境の充実のための財政上の支援策を講じる。
- ・ 県教育委員会が実施する教職員の資質向上のための研修等への参加促進や、各種資料の情報提供を行う。

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(第三章における「学校」とは、県立学校と私立学校をいう。)

学校においては、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

また、市町村立学校についても、実施すべき施策について県教育委員会と市町村教育委員会で連携や情報共有を図る。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校では、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、岐阜県の基本方針を参考にして、自らの学校の実情のいじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。具体的な内容としては以下のようなものが挙げられる。

- ①いじめの問題に対する基本的な考え方
- ②いじめの防止（未然防止のための取組等）
- ③いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
- ④いじめ事案への対処（発見したいじめに対する対処）
- ⑤いじめの防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織
- ⑥いじめの防止等のための年間計画
 - ・「取組評価アンケート」、「組織」による会議、校内研修会等の実施時期の決定
 - ・未然防止の取組の決定（全ての学年が学年毎の取組を行うか全校の取組を行う）

- 教職員が一人一人の子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、学校運営の改善を支援する。 <県教育委員会>
- ・ 事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(6) 私立学校への支援

- いじめの防止等に向けた取組が推進されるよう支援を行う。 <環境生活部>
- ・ 各学校の実情に応じ実効性のある学校いじめ防止基本方針が策定されるよう助言・援助を行う。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の配置による教育相談体制の整備、退職教員や経験豊かな社会人等外部人材の活用による児童生徒に向き合う環境の整備、道徳教育や人権教育等による心の教育の推進、学校通信やホームページ開設による学校教育活動の保護者等への情報提供など、教育環境の充実のための財政上の支援策を講じる。
- ・ 県教育委員会が実施する教職員の資質向上のための研修等への参加促進や、各種資料の情報提供を行う。

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(第三章における「学校の設置者」とは、県立学校の場合は県教育委員会、私立学校の場合は学校法人であり、「学校」とは、県立学校、または、私立学校のことをいう。)

学校においては、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

また、市町村立学校についても、実施すべき施策について県教育委員会と市町村教育委員会で連携や情報共有を図る。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校では、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、岐阜県の基本方針を参考にして、自らの学校の実情のいじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。具体的な内容としては以下のようなものが挙げられる。

- ①いじめの問題に対する基本的な考え方
- ②いじめの防止（未然防止のための取組等）
- ③いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
- ④いじめ事案への早期対応（認知したいじめに対する事案対処）
- ⑤いじめの防止等（未然防止、早期発見、早期対応）の対策のための組織
- ⑥いじめの防止等のための年間計画
 - ・「取組評価アンケート」、「組織」による会議、校内研修会等の実施時期の決定
 - ・未然防止の取組の決定（全ての学年が学年毎の取組を行うか全校の取組を行う）

- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取の時期の決定
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定（PDCA サイクル） 等

⑦いじめの防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

⑧重大事態への対処

⑨資料の保管（定期に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録等）

○ 学校いじめ防止基本方針作成の留意点

- ・ いじめの防止の観点では、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、「学校の教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム（学校いじめ防止プログラム）」「年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画」等を具体的に盛り込む必要がある。
- ・ いじめの早期発見を徹底する観点では、いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、いじめ事案への対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されているものとする。さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。
- ・ より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して、適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すという計画・実行・評価・改善のサイクルを盛り込む必要がある。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- ・ 学校いじめ防止基本方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画を依頼し、地域を巻き込んだ学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、取組を円滑に進めていく上でも有効である。
- ・ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れることなども考えられる。
- ・ 学校が策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
- ・児童生徒・保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取の時期の決定
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定（PDCA サイクル） 等

⑦いじめの防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

⑧重大事態への対処

⑨資料の保管（定期に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録等）

○ 学校いじめ防止基本方針作成の留意点

- ・ いじめの防止の観点では、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、「学校の教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム（学校いじめ防止プログラム）」「年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画」等を具体的に盛り込む必要がある。
- ・ いじめの早期発見を徹底する観点では、いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、いじめ事案への対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されているものとする。さらに、いじめを行った児童生徒等に対する成長支援の観点から、いじめを行った児童生徒等が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- ・ より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して、適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すという計画・実行・評価・改善のサイクルを盛り込む必要がある。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- ・ 学校いじめ防止基本方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画を依頼し、地域を巻き込んだ学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、取組を円滑に進めていく上でも有効である。
- ・ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れることなども考えられる。
- ・ 学校が策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための、中核となる常設の組織（学校いじめ対策組織）を設置する。

また、可能な限り、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることが考えられる。また、学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、以下の内容等が想定される。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための、中核となる常設の組織（学校いじめ対策組織）を設置する。

また、可能な限り、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることが考えられる。また、学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、次の内容等が想定される。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめを受けた児童生徒等に対する支援・いじめを行った児童生徒等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

県教育委員会及び県私立学校主管部局は、以上の組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすること、特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談することや、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、学校いじめ対策組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組について計画・実行・評価・改善のサイクルが推進されているか検証する。

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。

さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

県教育委員会及び県私立学校主管部局は、上記の組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

学校いじめ対策組織は、いじめの未然防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすること、特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談することや、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、学校いじめ対策組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの早期対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組について計画・実行・評価・改善のサイクルが推進されているか検証する。

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。

さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの未然防止・早期発見・早期対応に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・早期対応の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

学校いじめ対策組織の名称としては「いじめ未然防止・対策委員会」など、各学校が決定する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び学校の設置者は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。(国の基本方針 別添2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照)

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。この場合において、県が実施した「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果を積極的に活用する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスや一時の感情にとらわれることなく、互いを認め合える望ましい人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

学校いじめ対策組織の名称としては「いじめ未然防止・対策委員会」など、各学校が決定する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び学校の設置者は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。(国の基本方針 別添2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照)

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。この場合において、県が実施した「いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー派遣事業」の成果を積極的に活用する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめを受けた児童生徒等を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスや一時の感情にとらわれることなく、互いを認め合える望ましい人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめへの対処

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、速やかに事実関係を明らかにした上で、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、組織的に今後の指導方針と見通しを決定するとともに、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。

また、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝えるとともに、協力して指導する姿勢をもつよう理解を得るようにする。

いじめを受けた児童生徒、いじめた児童生徒の話を十分に聞き、事実関係が明らかになった段階で、いじめの根絶のために、保護者を交えた会をもつなど、児童生徒の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことができるようにする。その際、児童生徒の成長の過程で、いつでもどこでも誰にでも起こりうること、加害者・被害者・観衆・傍観者の構造によって深刻化することについて、関係する児童生徒、保護者の理解が必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し、対応することが必要である。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめの早期対応

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して、かつ、即日、該当情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を明らかにした上で、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、組織的に今後の指導方針と見通しを決定するとともに、いじめを受けた児童生徒等を徹底して守り通す。

また、いじめを行った児童生徒等に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝えるとともに、協力して指導する姿勢をもつよう理解を得るようにする。

いじめを受けた児童生徒等及びいじめを行った児童生徒等の話を十分に聞き、事実関係が明らかになった段階で、いじめの根絶のために、保護者を交えた会をもつなど、児童生徒の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことができるようにする。その際、児童生徒の成長の過程で、いつでもどこでも誰にでも起こりうること、加害者・被害者・観衆・傍観者の構造によって深刻化することについて、関係する児童生徒、保護者の理解が必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている、又は、その疑いのあるいじめ事案や、いじめを受けた児童生徒等又は保護者のいじめを行った児童生徒等に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒等の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し、対応することが必要である。また、保護者に対して、あらかじめ周知しておくことも必要である。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

IV 重大事態への対処（第IV章における「学校」とは、県立学校と私立学校をいう。）

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

1 学校の設置者又は学校による調査

(1) 重大事態の意味について

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒等及びいじめを行った児童生徒等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒等及びいじめを行った児童生徒等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

IV 重大事態への対処

（第IV章における「学校の設置者」とは、県立学校の場合は県教育委員会、私立学校の場合は学校法人であり、「学校」とは、県立学校、または、私立学校のことをいう。）

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）」（以下「国のガイドライン」という。）により適切に対応する。

1 学校の設置者又は学校による調査

(1) 重大事態の意味と重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。これらの疑いが生じた段階から、学校の設

法第28条第1項各号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が該当児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手することが必要である。

置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。なお、こうした疑いがあるかどうか確認ができていない場合には、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて確認を行う。

重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。また、不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれる。

法第28条第1項各号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が該当児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、対象児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、次のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手することが必要である。

なお、この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定されるが、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組むこと。

(2) 重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、国のガイドライン及び「生徒指導提要(改訂版)」を理解する。学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することも必要となる(11頁記載内容再掲)。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う(15頁記載内容再掲)。

いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。

学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくよう努める。また、重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示しておくよう努める。

(2) 重大事態の報告

学校が、重大事態であると判断した場合は、県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、知事へ直ちに報告する。報告の内容については、学校の設置者・学校自身にとって不都合なことがあったとしても事実をしっかり向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(3) 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。

可能な限り、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと、児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど同時並行で対処できる体制構築に努める。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり、学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する（15頁記載内容再掲）。

学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することがないように配慮する。

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証する。重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことはしない（調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応）。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、法第23条第2項や、法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合には、よく設置者と協議したりするなど、丁寧に対応する。

対象児童生徒が学校を転校又は退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があり、生命心身財産重大事態に該当する。

対象児童生徒・保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、対象児童生徒・保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が対象児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

(5) 重大事態発生時の対応

学校が、重大事態であると判断した場合は、県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、知事へ直ちに報告する。報告の内容については、学校の設置者・学校自身にとって不都合なことがあったとしても事実をしっかり向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

(3) 重大事態の調査

法第28条第1項の「事実関係を明確にするための調査」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

① 調査主体について

調査は、学校が主体となつて行う場合と、学校の設置者が主体となつて行う場合が考えられる。「学校の設置者」とは、県立学校の場合は学校を設置・管理する県教育委員会、私立学校の場合は学校法人である。

学校は、本来、児童生徒や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることを踏まえれば、学校が調査主体として、外部の専門家の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施することが望ましいと考えられる。

しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。県立学校の事案において県教育委員会が調査する場合は、生徒指導総合支援チームなどが調査の支援を行う。

私立学校においては、各学校によって体制面など実情が異なり一律的に判断することは困難であるが、上記の考え方も参考にしながら、適切な主体を選定していくことが必要である。

② 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査組織により当該重大事態に係る調査を行う。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者を加え、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する。なお、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性の確保に努める。

重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において、窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。

学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかる。また、調査中に関係資料を誤って廃棄することのないようにするため、学校における関係資料の保存期間を指導要録との並びで保存期間を5年とする。

学校の設置者及び学校として重大事態の発生を公表する前に報道等で当該事態が報じられた場合は、児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応の担当者を決めて、正確で一貫した対応を行うようにする。

(6) 調査組織の設置

① 調査主体の決定

調査は、学校が主体となつて行う場合と、学校の設置者が主体となつて行う場合が考えられ、調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。ただし、調査目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると学校の設置者が判断する場合には、学校の設置者主体として調査することを妨げるものではない。

学校は、本来、児童生徒や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることを踏まえ、学校が調査主体として調査をする場合、特段な事情がある場合を除き、外部の専門家^{第12}（第三者^{第13}）の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施するよう努める。

しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、対象児童生徒・保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。なお、県立学校の事案において県教育委員会が調査する場合は、学校いじめ対策チームなどが調査の支援を行う。

私立学校においては、学校によって体制面など実情が異なり一律的に判断することは困難であるが、上記の考え方も参考にしながら、適切な主体を選定していくことが必要である。

② 調査組織の検討

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査組織により当該重大事態に係る調査を行う。なお、重大事態の調査組織については、国のガイドラインを参照する。

調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性の確保に努める。

また、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い次のような重大事態は、調査組織の構成について特に熟慮する。

- 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

③ 調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。
- ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参照する。

⇒(6)⑥へ

③ 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査の目的や調査方法、見直し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。説明に当たっては、はじめに調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。

対象児童生徒・保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して対象児童生徒・保護者に示すなど説明内容を「見える化」するよう努める。

事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うよう努める。

対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければならない。

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒・保護者等の協力が重要となるため、関係児童生徒・保護者への説明も行う。

④ 重大事態調査の進め方

重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見直しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。

第28条第1項の「事実関係を明確にするための調査」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

十分な調査が尽くされていない場合などには、地方公共団体の長等は、調査の結果について再調査を行うことができることとされており、予め対象児童生徒・保護者に確認する。また、対象児童生徒・保護者に対して、適切に経過報告を行う。

調査の進め方、スケジュールは調査組織において決定（事案の特性や対象児童生徒等の意向も考慮）し、標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

調査途中で、対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。

警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聴き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図る。

重大事態調査を開始する場合、県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、知事へ直ちに報告する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、対象児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

県立学校が調査を行う場合においては、県教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期

(4) 調査結果の提供及び報告

① 情報を提供する際の留意事項について

県教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・県立学校が調査を行う場合においては、県教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うなど、適切に対応する。

⇒(6)④へ

② 調査結果の報告

調査結果については、県立学校に係る調査結果、また私立学校に係る調査結果は、それぞれ知事に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書等の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

等について必要な指導及び支援を行うなど、適切に対応する。

なお、重大事態調査報告書の作成についての詳細は、国のガイドラインを参照のこと。

⑤ 調査結果の説明・公表

県教育委員会又は学校は、対象児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、調査報告書に基づき、説明する。

併せて、いじめを行った児童生徒等・保護者にも説明を行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。

対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明する。

重大事態の調査結果については、県立学校に係る調査結果、また私立学校に係る調査結果は、それぞれ知事に報告する。対象児童生徒又はその保護者が希望する場合、対象児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書等の提供を受け、調査報告書に添えて知事に送付する。

学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。調査報告書を公表するかどうかについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

公表の詳細は、「いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表について（以下、公表ガイドラインとする。）【令和4年4月25日（令和6年3月19日改訂）岐阜県教育委員会】」を参照のこと。

⑥ 調査を行うための留意事項

重大事態の調査開始前に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」（文部科学省 令和6年8月配付）を参照して、その都度点検をして実施するよう努める。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。特に、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとること。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒・保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。

詳細は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月：文部科学省）」、「子供の自殺が起きたときの背景調査指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」を参照のこと。

2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

(1)「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査

知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。私立学校については、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。

なお、重大事態になった経緯や事案の特性を考慮する場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して知事等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。

(7) 重大事態調査の対応における個人情報保護

重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法、その他関係法令に基づいて対応する。

調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う。

(8) 調査結果を踏まえた対応

調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。

対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

調査結果を踏まえて中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる場合や、いじめを行った児童生徒等に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる場合もあるが、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

また、再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行う。

2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

(1)「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査

知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。私立学校については、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。

なお、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ①調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ②事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体に長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合は、その内容も踏まえる。

なお、重大事態になった経緯や事案の特性を考慮する場合や、対象児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して知事等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。特に、児童生徒から何度も聴き取

再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

また、私立学校の場合にあつては、私立学校法の規定等に定める権限の行使の他、助言・援助など必要な措置を講じる。

また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、県において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

V その他いじめの防止等のための対策に関する事項

岐阜県は、岐阜県の基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、岐阜県の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、県は市町村における地方いじめ防止基本方針や県立学校及び私立学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

り等を行うことは、心理的負担を伴うものであるから、新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮する。

再調査についても、再調査の主体は、対象児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

また、私立学校の場合にあつては、私立学校法の規定等に定める権限の行使の他、助言・援助など必要な措置を講じる。

また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、県において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

V その他いじめの防止等のための対策に関する事項

岐阜県は、岐阜県の基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、岐阜県の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、県は市町村における地方いじめ防止基本方針や県立学校及び私立学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

附則

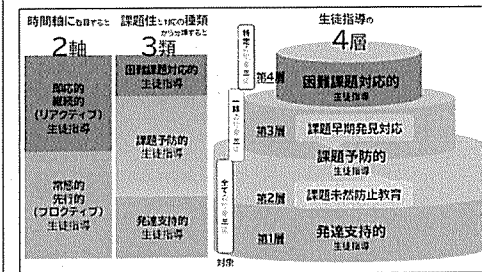
・平成26年3月	策定
・平成29年8月22日	改定
・令和3年4月1日	改定
・令和〇年〇月〇日	改定

【用語解説】

- ※1：スクールサポーター
学校内や登下校時における子どもの安全確保に関する取り組みを強化するとともに、児童生徒の非行の防止や健全育成を図るために警察署に配置されている方のことです。
- ※2：少年警察ボランティア
児童生徒の非行防止及び保護を図るための活動に当たってくださる警察から少年補導員等として委嘱された地域の方々のことです。
- ※3：MS（マナーズ・スピリット）リーダーズ活動
MSJ（マナーズ・スピリット・ジュニア）リーダーズ活動
Mは、Manners（規範、礼儀作法）、SはSpirit（意識、精神）の頭文字です。MSリーダーズ活動は高校生自らが自発的に取り組む「生徒の生徒による生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」のことで、MSJリーダーズ活動は中学生による同様の活動のことで、
- ※4：ソーシャルスキル
仲間関係を円滑に進め、維持していく能力のことで、
- ※5：スクールソーシャルワーカー
社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことで、
- ※6：ネットパトロール
児童生徒がネットいじめなどに巻き込まれていないかを教育委員会等が監視する取組のことで、
- ※7：ソーシャルネットワーキングサービス
インターネット上の交流を通して社会的なネットワークを構築するサービスのことで、
- ※8：ケーススタディ
実際に起きた事例をもとに研究をすることです。

【用語解説】

- ※1：スクールサポーター
学校内や登下校時における子供の安全確保に関する取り組みを強化するとともに、児童生徒の非行の防止や健全育成を図るために警察署に配置されている方のことです。
- ※2：少年警察ボランティア
児童生徒の非行防止及び保護を図るための活動に当たってくださる警察から少年補導員等として委嘱された地域の方々のことです。
- ※3：MS（マナーズ・スピリット）リーダーズ活動
MSJ（マナーズ・スピリット・ジュニア）リーダーズ活動
Mは、Manners（規範、礼儀作法）、SはSpirit（意識、精神）の頭文字です。MSリーダーズ活動は高校生自らが自発的に取り組む「生徒の生徒による生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」のことで、MSJリーダーズ活動は中学生による同様の活動のことで、
- ※4：ソーシャルスキル
仲間関係を円滑に進め、維持していく能力のことで、
- ※5：スクールソーシャルワーカー
社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことで、
- ※6：ネットパトロール
児童生徒がネットいじめなどに巻き込まれていないかを教育委員会等が監視する取組のことで、
- ※7：ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）
インターネット上の交流を通して社会的なネットワークを構築するサービスのことで、
- ※8：ケーススタディ
実際に起きた事例をもとに研究をすることです。
- ※9：「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの早期対応」
生徒指導要領（令和4年12月改訂）文部科学省で示された「いじめの重層的支援構造」のことで、



- ①発達支持的生徒指導
児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ。
- ②課題未然防止教育
道徳や学級・ホームルーム活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の実施。
- ③課題早期発見対応
いじめの予兆の発見と迅速な対応（アンケート、面談、健康観察等による気づきと対象児童生徒の安全確保等）。
- ④困難課題対応的生徒指導
いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策組織による対象児童生徒ケア、関係児童生徒指導、関係修復等）。

- ※10：対象児童生徒
「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある児童生徒のことです。
- ※11：関係児童生徒
いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒のことです。
- ※12：専門家
法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するもので、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定されます。
- ※13：第三者
基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示しています。

本方針「Ⅴ その他いじめの防止等のための対策に関する事項」にて「岐阜県の基本方針の策定から３年の経過を目途として法の施行状況等を勘案して、岐阜県の基本方針の見直しを検討」する必要があることから、次の点について見直しを行う。

※改定前の変更箇所にはアンダーライン、改定後の変更及び追加箇所には網掛けをしています。

※頁は改定版のページ数を示していますが（ ）で示されている数は改定案の資料のページ数となります。

No.	頁	改定前（現行）	改定後	理由・その他留意事項
1	表紙	平成２６年３月 (平成２９年８月２２日改定)	平成２６年３月 令和〇年〇月〇日改定版	最終改定年月のみ記載し、本方針最終ページに改定の経緯を附則として記載
	２３	(令和３年４月１日改定)	平成２６年３月策定 平成２９年８月２２日改定 令和３年４月１日改定 令和〇年〇月〇日改定	
2	1 2 3 (4) 1 5	いじめを受けた児童生徒	いじめを受けた児童生徒等	「いじめ防止対策推進法」の表記に合わせて統一。 ・１頁２か所 ・２頁２か所 ・３頁１か所 ・１５頁１か所
3	1	早期 <u>解決</u>	早期発見・早期対応	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂）」（令和６年８月）に合わせて統一。
4	2	いじめ <u>られて</u> いても	いじめを <u>受けて</u> いても	No. 2 に準ずる変更。
5	2 1 5	いじめた児童生徒	いじめを行 <u>った</u> 児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。 ・２頁２か所 ・１５頁２か所
6	2	岐阜県の基本方針 <u>1 2</u> ページ参照	岐阜県の基本方針 <u>1 1</u> 頁参照	改定によるページ数の変更。
7	2	いじめ <u>られた</u> 児童生徒	いじめを <u>受けた</u> 児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。
8	2	<u>加害者</u>	いじめを行 <u>った</u> 児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。
9	3	<u>これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。</u>	(削除)	No. 4 9 にて、同様の内容を加筆することによる削除。
10	3	<u>学校生活</u> づくり	魅力ある <u>学校</u> づくり	いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー派遣事業の趣旨に準ずる変更。
11	3 (4)	いじめたとされる児童生徒	いじめを行 <u>った</u> とされる児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。
12	4	いじめ <u>る</u> 児童生徒	いじめを行 <u>った</u> 児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。
13	4 6	<u>子どもの居場所と絆づくり</u> 県民運動	あったかい言葉かけ県民運動	運動の名称変更（令和元年度）による変更。
14	5	<u>この審議会では、「重大事態の調査」「いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策の検討」「いじめの通報や相談を受け、必要な際に第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解消を図る」などを目的として設置する。</u>	<u>この審議会では、「県立学校における重大事態に関すること、いじめの防止等のための対策に関すること、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項に関することについて、調査審議を行う。</u>	「岐阜県いじめ防止等対策審議会」の設置要綱改正に準ずる変更。
15	6	県教育委員会の <u>関係各課</u> の職員で構成	県教育委員会の職員と専門家で構成	現状に合わせた変更。
16	6	<u>生徒指導総合支援</u> チーム	学校いじめ対策チーム	現状に合わせた変更。
17	6	県内の全公立学校（大学を除く。）において「ひびきあいの <u>日</u> 」を実施し、児童生徒が自主的に	県内の全公立園・学校（大学を除く。）において「ひびきあい活動」を実施し、園児児童生徒が自主的に	事業名および目的、対象機関等現状に合わせた変更。
18	6	あったかい言葉かけ運動	あったかい言葉かけ県民運動	No. 1 3 に準ずる変更。
19	6	<u>直接意見交流を行う「居場所と絆づくり交流会」を</u>	「居場所と絆づくり交流会」で直接意見交流を	表現の見直し。
20	7	いじめの早期発見等の	いじめの早期発見・早期対応の	No. 2 に準ずる変更。
21	7	岐阜県総合教育センター及び各教育事務所の相談窓口	「教育相談ほほえみダイヤル」等	現状に合わせた変更。
22	7	(<u>適応指導教室</u> 「G－プレイス」)において、いじめにより不登校となった児童生徒に対する	(「G－プレイス」)において不登校、ひきこもり等、高校生段階の生徒に	現状に合わせた変更。
23	8	児童生徒や保護者への	児童生徒・保護者への	No. 2 に準ずる変更。 ・８頁２か所
24	8	義務教育学校に派遣し、	義務教育学校・高等学校・特別支援学校に派遣し、	現状に合わせた変更。

25	8 1 4	いじめ・ <u>不登校等未然防止事業</u>	いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー派遣事業	事業名の変更による変更 ・ 8 頁 1 か所 ・ 1 4 頁 1 か所
26	8	いじめ・ <u>不登校等未然防止</u> アドバイザー	いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー	No. 2 5 に準ずる変更。
27	8	ソーシャルネットワーキングサービス	ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)	現状に合わせた変更。
28	1 0	(第Ⅲ章における「学校」とは、県立学校と私立学校をいう。)	(第Ⅲ章における「学校の設置者」とは、県立学校の場合は県教育委員会、私立学校の場合は学校法人であり、「学校」とは、県立学校、または、私立学校のことをいう。)	「学校の設置者」の具体を表記。
29	1 0	具体的な内容としては <u>以下</u> のようなものが	具体的な内容としては <u>次</u> のようなものが	表現の見直し。
30	1 0	④いじめ事案への <u>対処</u> (<u>発見</u> したいじめに対する対処)	④いじめ事案への <u>早期対応</u> (認知したいじめに対する事案対処)	No. 2 に準ずる変更。
31	1 0	⑤いじめの防止等 (未然防止、早期発見、 <u>対処</u>) の	⑤いじめの防止等 (未然防止、早期発見、 <u>早期対応</u>) の	No. 2 に準ずる変更。
32	1 1	いじめの <u>加害</u> 児童生徒	いじめを行っ <u>た</u> 児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。
33	1 1 1 6	<u>加害</u> 児童生徒	<u>いじめを行っ</u> た児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。 ・ 1 1 頁 1 か所 ・ 1 6 頁 1 か所
34	1 1	対応方針を定めることも望ましい	対応方針を定めるよう努める	No. 2 に準ずる変更。
35	1 1 (12)	いじめへの <u>対処</u> 等に	いじめへの <u>早期対応</u> 等に	No. 2 に準ずる変更。
36	1 2	いじめの被害児童生徒に対する支援・ <u>加害</u> 児童生徒に対する	いじめを受けた児童生徒等に対する支援・ <u>いじめを行っ</u> た児童生徒等に対する	No. 2 に準ずる変更。
37	1 2 (13)	県私立学校主管部局は、 <u>以上</u> の組織の役割が	県私立学校主管部局は、 <u>上記</u> の組織の役割が	表現の見直し。
38	1 2 (13)	学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織	学校いじめ対策組織は、いじめの <u>未然防止</u> 等の中核となる組織	No. 2 に準ずる変更。
39	1 3	チェックや、いじめの <u>対処</u> がうまくいかなかったケースの検証、	チェックや、いじめの <u>早期対応</u> がうまくいかなかったケースの検証、	No. 2 に準ずる変更。
40	1 3	学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、	学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、	表現の見直し。
41	1 3	個々のいじめの防止・早期発見・ <u>対処</u> に当たって	個々のいじめの <u>未然防止</u> ・早期発見・ <u>早期対応</u> に当たって	No. 2 に準ずる変更。
42	1 3	いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、	いじめの未然防止、早期発見・ <u>早期対応</u> の実効化とともに、	No. 2 に準ずる変更。 ・ 1 3 頁 2 か所
43	1 3	未然防止・早期発見・ <u>事案対処</u> の実効化	未然防止・早期発見・ <u>早期対応</u> の実効化	No. 2 に準ずる変更。
44	1 3 (14)	(1) いじめの未然防止	(1) いじめの未然防止※9	生徒指導提要の改訂を受け(令和4年12月改訂)用語解説に追加。
45	1 4	いじめの <u>被害者</u>	いじめを受けた児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。
46	1 4	(2) 早期発見	(2) <u>いじめの</u> 早期発見	No. 4 4 に準ずる変更
47	1 4 (15)	(3) いじめ <u>へ</u> の <u>対処</u>	(3) いじめの <u>早期対応</u>	No. 4 4 に準ずる変更。
48	1 4 (15)	速やかに学校いじめ対策組織に <u>対し当該いじめに係る情報を報告し</u> 、	他の業務に優先して、かつ、即日、該当情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、	表記の見直し。 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)の「別添2」
49	1 5	<u>身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。</u> これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し、対応することが必要である。	心身又は財産に重大な被害が生じている、又は、その疑いのあるいじめ事案や、いじめを受けた児童生徒等又は保護者のいじめを行っ <u>た</u> 児童生徒等に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒等の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し、対応することが必要である。 <u>また、保護者に対して、あらかじめ周知しておくことも必要である。</u>	No. 2 に準ずる変更。
50	1 5 (16)	<u>被害者</u>	いじめを受けた児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。
51	1 5 (16)	<u>被害・加害</u> 児童生徒	いじめを受けた児童生徒等及びいじめを行っ <u>た</u> 児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。
52	1 5 (16) 1 6	<u>被害</u> 児童生徒	いじめを受けた児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。 ・ 1 5 頁 3 か所 ・ 1 6 頁 2 か所
53	1 6	いじめの <u>被害</u> 児童生徒	いじめを受けた児童生徒等	No. 2 に準ずる変更。
54	1 6	第Ⅳ章における「学校」とは、県立学校、と私立学校をいう。	(第Ⅳ章における「学校の設置者」とは、県立学校の場合は県教育委員会、私立学校の場合は学校法人であり、「学校」とは、県立学校、または、私立学校のことをいう。)	「学校の設置者」の具体を表記。 (No. 2 8 と同様の変更)
55	1 6	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂版文部科学省)」(以下「国のガイドライン」という。))により適切に対応する	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂に準じた変更。
56	1 6	(1) 重大事態の意味に <u>ついて</u>	(1) 重大事態の意味と重大事態調査の目的	No. 5 5 に準ずる変更。

57	1 6	(追加)	重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。これらの疑いが生じた段階から、学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。なお、こうした疑いがあるかどうか確認ができていない場合には、法第２３条第２項や法第２４条に基づく調査を通じて確認を行う。 重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。また、不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒※10 が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれる。	No. 5 5に準ずる追加。
58	1 6 (17)	疑いがあると認めるときは、 <u>いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する</u>	疑いがあると認めるときは、 <u>対象児童生徒の状況に着目して判断する</u>	No. 5 5に準ずる変更。
59	1 7	(追加)	なお、この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定されるが、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組むこと。	No. 5 5に準ずる追加。
60	1 7	(追加)	(２) 重大事態に対する平時からの備え 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、国のガイドライン及び「生徒指導提要(改訂版)」を理解する。学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。 学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することも必要となる（１１頁記載内容再掲）。 いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う（１５頁記載内容再掲）。 いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。 学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくよう努める。また、重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示しておくよう努める。	No. 5 5に準ずる追加。
61	1 7 (18)	(追加)	(３) 学校の設置者及び学校の基本的姿勢 重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒※11 に対する指導及び支援等に取り組む。 可能な限り、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと、児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの２チームに分けて対応するなど同時並行で対処できる体制構築に努める。 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり、学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する（１５頁記載内容再掲）。 学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することがないよう配慮する。 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証する。重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことはしない(調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応)。	No. 5 5に準ずる追加
62	1 8	(追加)	(４) 重大事態を把握する端緒 重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、法第２３条第２項や、法第２４条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。 不登校重大事態については、年間３０日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が３０日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合には、よく設置者と協議したりするなど、丁寧に対応する。 対象児童生徒が学校を転校又は退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があり、生命心身財産重大事態に該当する。	No. 5 5に準ずる追加
63	1 8	また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、<u>その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</u>	対象児童生徒・保護者から、<u>重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、対象児童生徒・保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が対象児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第２３条第２項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。</u>	No. 5 5に準ずる変更。

64	1 8	(2) 重大事態の報告	(5) 重大事態発生時の対応	No. 5 5に準ずる変更。
65	1 8 (19)	(追加)	重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において、窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。 学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取り組む。また、調査中に関係資料を誤って廃棄することのないようにするため、学校における関係資料の保存期間を指導要録との並びで保存期間を5年とする。 学校の設置者及び学校として重大事態の発生を公表する前に報道等で当該事態が報じられた場合は、児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応の担当者を決めて、正確で一貫した対応を行うようにする。	No. 5 5に準ずる追加。
66	1 8 (19)	①調査主体について 調査は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられる。「学校の設置者」とは、 <u>県立学校の場合は学校を設置・管理する県教育委員会、私立学校の場合は学校法人である。</u>	(6) 調査組織の設置 ① 調査主体の決定 調査は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられ、調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。ただし、調査目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると学校の設置者が判断する場合には、学校の設置者主体として調査することを妨げるものではない。	No. 5 5に準ずる変更。 (「学校の設置者～」の一文は、No. 2 8、No. 5 4にて記載したため本文からは削除。)
67	1 9	学校が調査主体として、外部の専門家の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施する <u>ことが望ましいと考えられる。</u>	学校が調査主体として調査をする場合、特段な事情がある場合を除き、外部の専門家※12（第三者※13）の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施するよう努める。	No. 5 5に準ずる変更。
68	1 9	<u>いじめを受けた児童生徒又は保護者</u>	対象児童生徒・保護者	No. 5 5に準ずる変更。
69	1 9	県立学校の事案において県教育委員会が調査する場合は、 <u>生徒指導総合支援チーム</u> などが調査の支援を行う。	なお、県立学校の事案において県教育委員会が調査する場合は、 <u>学校いじめ対策チーム</u> などが調査の支援を行う。	No. 1 7と同様の変更。
70	1 9	② 調査を行うための組織について 学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査組織により当該重大事態に係る調査を行う。	② 調査組織の検討 学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査組織により当該重大事態に係る調査を行う。 <u>なお、重大事態の調査組織については、国のガイドラインを参照する。</u>	No. 5 5に準ずる変更。
71	1 9	(追加)	<u>また、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い次のような重大事態は、調査組織の構成について特に熟慮する。</u> ○対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態 ○対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態 ○これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態	No. 5 5に準ずる追加。
72	1 9 (20)	(追加)	③ 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。説明に当たっては、はじめに調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。 対象児童生徒・保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して対象児童生徒・保護者に示すなど説明内容を「見える化」するよう努める。 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うよう努める。 対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければならない。 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒・保護者等の協力が重要となるため、関係児童生徒・保護者への説明も行う。	No. 5 5に準ずる追加。
73	2 0	(追加)	④ 重大事態調査の進め方 重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。	No. 5 5に準ずる追加。 (この段落の次に、現行の県の基本方針「(3) 重大事態の調査」の内容を移動。)
74	2 0	(追加)	<u>十分な調査が尽くされていない場合などには、地方公共団体の長等は、調査の結果について再調査を行うことができることとされており、予め対象児童生徒・保護者に確認する。また、対象児童生徒・保護者に対して、適切に経過報告を行う。</u> 調査の進め方、スケジュールは調査組織において決定(事案の特性や対象児童生徒等の意向も考慮)し、標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。調査途中で、対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。 アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。 警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聴き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図る。 重大事態調査を開始する場合、県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、知事へ直ちに報告する。	No. 5 5に準ずる追加。 (現行の件の基本方針「(6) ③調査を行うための留意事項について」の内容を、No. 7 4に続く形で移動。)

75	2 0 (21)	(追加)	なお、重大事態調査報告書の作成についての詳細は、国のガイドラインを参照のこと。	No. 5 5に準ずる追加。
76	2 0 (21)	(4) 調査結果の提供及び報告	⑤ 調査結果の説明・公表	No. 5 5に準ずる変更。
77	2 0 (21)	いじめを受けた児童生徒	対象児童生徒	No. 5 5に準ずる変更。
78	2 0 (21)	(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等) について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。	(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等) について、調査報告書に基づき、説明する。 併せて、いじめを行った児童生徒等・保護者にも説明を行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。 対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明する。	No. 5 5に準ずる変更。
79	2 0 (21)	調査結果については、県立学校に係る調査結果、また私立学校に係る調査結果は、それぞれ知事に報告する。 <u>上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書等の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。</u>	重大事態の調査結果については、県立学校に係る調査結果、また私立学校に係る調査結果は、それぞれ知事に報告する。対象児童生徒又はその保護者が希望する場合、対象児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書等の提供を受け、調査報告書に添えて知事に送付する。	No. 5 5に準ずる変更。
80	2 1	(追加)	学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校と、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。 公表の詳細は、「いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表について（以下、公表ガイドラインとする。）【令和4年4月25日（令和6年3月19日改訂）岐阜県教育委員会】」を参照のこと。	No. 5 5に準ずる追加。
81	2 1	③ 調査を行うための留意事項 ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参照する。	⑥ 調査を行うための留意事項 重大事態の調査開始前に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」（文部科学省 令和6年8月配付）を参照して、その都度点検をして実施するよう努める。 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。特に、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとること。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒・保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。詳細は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月：文部科学省）」、「子供の自殺が起きたときの背景調査指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」を参照のこと。	No. 5 5に準ずる変更。 （現行の件の基本方針「③調査を行うための留意事項」の内容を（6）⑥に移動。）
82	2 1 (22)	(追加)	(7) 重大事態調査の対応における個人情報保護 重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法、その他関係法令に基づいて対応する。 調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う。	No. 5 5に準ずる追加。
83	2 1 (22)	(追加)	(8) 調査結果を踏まえた対応 調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。 対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。調査結果を踏まえて中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる場合や、いじめを行った児童生徒等に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる場合もあるが、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。 また、再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行う。	No. 5 5に準ずる追加。
84	2 2	なお、重大事態になった経緯や事案の特性を考慮する場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28	なお、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。 ①調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合 ②事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体に長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合 ③調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合 対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合は、その内容も踏まえる。 なお、重大事態になった経緯や事案の特性を考慮する場合や、対象児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して知事等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児	No. 5 5に準ずる変更。

		条第 1 項の調査に並行して知事等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 2 8 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。 再調査についても、再調査の主体は、<u>いじめを受けた児童生徒及びその保護者</u>に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。	児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第 2 8 条第 1 項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。特に、児童生徒から何度も聴き取り等を行うことは、心理的負担を伴うものであるから、新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮する。 再調査についても、再調査の主体は、<u>対象児童生徒及びその保護者</u>に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。	
85	2 4	【用語解説】 (追加)	【用語解説】 ※ 9 ～ 1 3 の用語の解説を追加。	用語解説の追加に伴う加筆。

**岐阜県における
いじめの防止等のための基本的な方針**

平成 2 6 年 3 月

令和 7 年 4 月 1 日改定版

岐 阜 県



目次

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な認識	1
1 基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	3
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
（1）いじめの未然防止	3
（2）いじめの早期発見	3
（3）いじめの早期対応	3
（4）家庭や地域との連携	4
（5）関係機関との連携	4
II いじめの防止等のために岐阜県が実施する施策	4
1 基本的な方針の策定	4
2 組織等の設置	4
（1）「岐阜県いじめ問題対策検討会」	4
（2）「岐阜県いじめ防止等対策審議会」	5
（3）「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」	5
3 いじめの防止等に向けた具体的な施策	5
（1）県における関係機関等と連携した体制の整備	5
（2）いじめの未然防止	6
（3）いじめの早期発見・早期対応	7
（4）教職員の資質向上	8
（5）学校評価や学校運営支援	9
（6）私立学校への支援	10

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	10
1 学校いじめ防止基本方針の策定	10
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	11
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	13
(1) いじめの未然防止	13
(2) いじめの早期発見	14
(3) いじめの早期対応	14
4 資料の保管	16
Ⅳ 重大事態への対処	16
1 学校の設置者又は学校による調査	16
(1) 重大事態の意味と重大事態調査の目的	16
(2) 重大事態に対する平時からの備え	17
(3) 学校の設置者及び学校の基本的姿勢	17
(4) 重大事態を把握する端緒	18
(5) 重大事態発生時の対応	18
(6) 調査組織の設置	18
① 調査主体の決定	18
② 調査組織の検討	19
③ 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	19
④ 重大事態調査の進め方	20
⑤ 調査結果の説明・公表	20
⑥ 調査を行うための留意事項	21
(7) 重大事態調査の対応における個人情報保護	21
(8) 調査結果を踏まえた対応	21
2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	22
(1) 「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査	22
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	22
Ⅴ その他いじめの防止等のための対策に関する事項	23
附則	23
【用語解説】	24

岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒等の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本基本的な方針（以下「岐阜県の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、県や市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、岐阜県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために岐阜県が策定するものである。

岐阜県では「岐阜県の基本方針」に基づき、いじめに関わる全ての関係者や関係機関が協力して対応に取り組むこととする。

また、市町村が基本方針を定める場合は岐阜県の基本方針を参酌し、各市町村の実情に応じたいじめに関する施策を基に対応するものとする。

I いじめの防止等のための対策の基本的な認識

1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止等に努めなければならない。

そのために、児童生徒に関わる全ての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等に当たらなければならない。「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることが必要である。

家庭においては、児童生徒がいじめをすることのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。また、地域社会においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで児童生徒を守り育てる体制をつくり、児童生徒を健全に育成することが重要である。

岐阜県においては、市町村や地域住民、家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるような社会総ぐるみの体制を整備するとともに、当該児童生徒やその所属する学校に対して効果的な支援を行えるような施策を実現し、積極的に関係機関に対して指導・助言を行うことを通して、いじめの問題の未然防止や早期発見・早期対応を目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒等の立場に立つことが必要である。いじめを受けていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかったりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた児童生徒等の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめを行った児童生徒等の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめを行った児童生徒等の心に寄り添うことも必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。岐阜県の基本方針 11 頁参照）を活用して行う。

＜一定の人的関係＞とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

＜物理的な影響を与える行為＞とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめを受けた児童生徒等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒等が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応によることも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気生まれるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」が重要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。その際、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒等やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる児童生徒等に対して事実を慎重に確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会、学校の設置者への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携も必要である。このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の早期

対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応できるような体制整備が必要である。

（４）家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えば「あったかい言葉かけ県民運動」のようにPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、「岐阜県いじめ問題対策検討会」や「岐阜県生徒指導推進会議」により、岐阜県全体におけるいじめの未然防止についての連携を図ったりするなど、いじめの問題について地域ぐるみで取組を推進することが必要である。

また、インターネットなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関との連携が重要である。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会、学校の設置者においていじめを行った児童生徒等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども相談センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、県の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、協力体制を構築しておくことが必要である。

例えば、医療機関等との連携の下、教育相談を行ったり、警察や法務局等の人権擁護機関による相談窓口を周知したり、児童生徒及び保護者への指導・啓発等、具体的な教育活動への参画について協力を得るなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

Ⅱ いじめの防止等のために岐阜県が実施する施策

1 基本的な方針の策定

岐阜県の基本方針は、県内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定めている。

岐阜県の基本方針が、地域の実情に即して適切に機能しているかを、「岐阜県いじめ問題対策検討会」や「岐阜県いじめ防止等対策審議会」において計画・実行・評価・改善について点検し、必要に応じて見直しを行う。また、いじめは、県内全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための岐阜県の基本方針には、私立学校もその対象として含むものとする。

2 組織等の設置

（１）「岐阜県いじめ問題対策検討会」

県教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、「岐阜県いじめ問題対策検討会」

改定版

を設置し、岐阜県の基本方針の策定や見直し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

「岐阜県いじめ問題対策検討会」の構成員は、学校関係者、岐阜県教育委員会、知事部局私立学校主管部局、岐阜県中央子ども相談センター、岐阜地方法務局、岐阜県警察、岐阜県弁護士会、岐阜県医師会、岐阜県臨床心理士会、市町村教育委員会代表等である。

この検討会は、市町村が設置する学校のいじめの防止等にも参考となるよう、県内の市町村教育委員会等との情報共有等の連携も行う。なお、規模が小さいために関係機関の協力が得にくく連絡協議会等の設置が難しい市町村においては、県の検討会の内容を情報提供するなどの連携ができるよう配慮する。

（２）「岐阜県いじめ防止等対策審議会」

県教育委員会は、法第２８条第１項に基づき、県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査やいじめの防止等のための調査研究等を行う附属機関として、「岐阜県いじめ防止等対策審議会」を設置する。

「岐阜県いじめ防止等対策審議会」の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

この審議会では、「県立学校における重大事態に関すること、いじめの防止等のための対策に関すること、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項に関することについて、調査審議を行う。

なお、小規模の市町村など設置が困難な地域もあるため、県教育委員会は、市町村への支援のため職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を整える。

（３）「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」

知事は、法第３０条第２項及び第３１条第２項に基づき、県立学校及び私立学校における重大事態の調査結果について、必要があると認めた時は再調査を行う附属機関として、「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」を設置する。

「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

調査結果の報告を受けた知事が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について調査を行うことができる。

３ いじめの防止等に向けた具体的な施策

（１）県における関係機関等と連携した体制の整備

○ いじめの防止等に関わる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携を強化する。

・「岐阜県いじめ問題対策検討会」「岐阜県生徒指導推進会議」における協議や情報交換

等を通じて、いじめの防止等の取組が関係者の密接な連携の下で行われるよう努める。

＜県教育委員会、環境生活部、警察＞

- ・「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」や「学校警察連絡協議会」などの枠組みの下、県教育委員会及び学校と警察との連携体制を整備する。

＜県教育委員会、環境生活部、警察＞

- ・県内各地区で「生徒指導連携強化委員会」を定期的に開催し、いじめ等の生徒指導上の課題について、学校、PTA、児童生徒の育成に関わる団体及び警察等の関係機関等の共通理解を図る。また、「岐阜県生徒指導推進会議」との連携の下、各地域の公民館を拠点とした少年育成団体の活動や子ども会の活動等地域ぐるみで、子供たちの絆を強めるとともに、多くの大人が地域で子供を守り育てる活動でいじめ等の防止に努める。

＜県教育委員会、環境生活部、警察＞

- 複雑化・多様化するいじめ等に対応するため、県教育委員会におけるいじめの防止等に対応する体制の強化を図る。

- ・県教育委員会の職員と専門家で構成する「学校いじめ対策チーム」において、常に密接な連携の下で、いじめ等の生徒指導上の課題への対応策の検討や、いじめ事案への対応に関する公立学校、市町村教育委員会への支援等を行う。 ＜県教育委員会＞

（２）いじめの未然防止

- 豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進する。 ＜県教育委員会＞

- ・児童生徒一人一人が居場所と絆を実感できる集団づくりなど、いじめの未然防止に関する実践研究を行い、その成果を県内に広く普及する。
- ・県内の全公立小学校・中学校・義務教育学校を計画的に訪問し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育について指導・助言を行うとともに、学校や地域の実情に応じた道徳教育の実践研究を行い、その成果を県内に広く普及する。
- ・県内の全公立園・学校（大学を除く。）において「ひびきあい活動」を実施し、園児児童生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。

- より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、「あったかい言葉かけ県民運動」を推進する。 ＜県教育委員会＞

- ・学校と家庭、地域社会が連携・協力し、「あったかい言葉かけ県民運動」や、大人と子供がいじめ等について、「居場所と絆づくり交流会」で直接意見交流を行う。
- ・保護者を対象とした県民運動等の啓発活動や相談窓口の周知等、家庭への支援を行う。

- 「いじめは、人間として許されない」という意識を徹底するため、人権尊重の意識の高揚を図る普及・啓発活動、研修等を充実する。

- ・「岐阜県人権教育基本方針」を踏まえ、いじめ、インターネット等による人権侵害等の今日的な人権課題を含めて、人権に関する理解を深めるための教職員研修の充実を図る。 ＜県教育委員会＞
- ・「岐阜県人権施策推進指針」に基づき、県民一人一人が互いを認め合い、他人の人権を尊重し、よりよく生き合う力を育むことができるよう、様々な機会を通して人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進する。 ＜環境生活部＞

- インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。
 - ・子供を有害情報やトラブルから守り、インターネットの適切な利用に関する意識を高めるため、関係機関、団体、事業者と連携して、施策の推進に取り組む。
＜環境生活部＞
 - ・インターネットトラブルに関する児童生徒・保護者向けの啓発資料、教職員向けの指導資料を作成・配布し、学校における積極的な活用を促す。
＜県教育委員会＞
- 子供たちの非行防止活動を通じていじめの未然防止に努める。
＜警察＞
 - ・少年補導職員、スクールサポーター※₁及び少年警察ボランティア※₂等が連携し、地域の実情に応じた非行防止教室や講話などに取り組む。
 - ・県内全域の高校生（特別支援学校では高等部）によるMSリーダーズ活動※₃及び中学生によるMS Jリーダーズ活動※₃では、非行防止啓発活動、交通安全啓発活動、地域ボランティア活動等を推進し、高校生・中学生の規範意識高揚に取り組む。

（３）いじめの早期発見・早期対応

- 各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見・早期対応の取組の充実を推進する。
 - ・全公立学校を対象として、いじめの認知件数や対応状況等について、年３回の調査を実施し、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握、早期の適切な対応等を促す。
＜県教育委員会＞
 - ・私立学校におけるいじめの認知件数や対応状況について定期的に把握し、必要に応じて助言・援助を行う。
＜環境生活部＞
- いじめなどの児童生徒の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。
 - ・学校外の相談窓口（「子供ＳＯＳ２４」、少年サポートセンターの「ヤングテレホンコーナー」、**「教育相談ほほえみダイヤル」**等）について、児童生徒に周知徹底を図るとともに、電話や面接相談を通じて、問題の解決に努める。
＜県教育委員会、警察＞
 - ・岐阜県総合教育センターに開設した教育支援センター（**「Ｇ－プレイス」**）において不登校、**ひきこもり**など、**高校生段階の生徒**に対するきめ細かな支援を行う。
＜県教育委員会＞
 - ・青少年ＳＯＳセンターにおける児童生徒の相談、支援体制の機能強化、関係機関との連携を図るとともに、市町村の相談・支援体制の整備を支援する。
＜環境生活部＞
 - ・子ども相談センターにおける「子ども・家庭電話相談室」等で受理したいじめに関連する各種相談に対して、市町村児童福祉担当課、学校及び教育委員会、医療機関、警察等と必要に応じて連携及び協議の上、児童福祉法に基づく適切な援助を実施する。
＜健康福祉部＞
- スクールカウンセラー等の配置により、学校における教育相談の充実を図る。
＜県教育委員会＞
 - ・スクールカウンセラー等を全ての公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校で活用できる環境を整備するとともに、その効果的な活用に関する各学校

における研修を推進し、学校における教育相談力の向上を図る。

- ・各学校においては、スクールカウンセラー等の専門性を有効に活用し、カウンセリングに関する理論や技能、児童生徒のソーシャルスキル※₄等の育成についての研修を充実する。

○ 個別のいじめ事案について、その態様や対応状況等を踏まえつつ、必要に応じて、各学校や市町村教育委員会に対して、解決に向けた具体的な指導・助言を行う。

- ・各教育事務所に配置する「地域担当生徒指導主事」が中心となり、各地区の公立学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について、情報収集に当たるとともに、必要に応じて、いじめの解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携に係る調整等を行う。 <県教育委員会>
- ・私立学校におけるいじめ事案については、第一義的には学校又はその設置者である学校法人が自らの責任において解決に向けて主体的に対処すべきものであるが、児童生徒・保護者等からの通報や相談があった場合又は私立学校からの要請があった場合、あるいは深刻な事態を招くことが懸念される場合には、県教育委員会等関係機関と連携しながら、解決に向けた助言・援助を行う。 <環境生活部>

○ いじめ事案の解決に向けて、必要とされる専門家を学校の要請に応じて派遣し、学校における対応を支援する。 <県教育委員会>

- ・公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じて、臨床心理士や医師、弁護士等、個別の事案に即して、必要とされる専門家を派遣し、児童生徒・保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。
- ・教育事務所にスクールソーシャルワーカー※₅を配置し、必要に応じて市町村教育委員会や公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に派遣し、児童生徒の生活環境の改善や福祉部局との連携等が必要とされる事案についての支援を行う。
- ・県が指定した「いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー派遣事業」の公立学校又は市町村教育委員会等に対し、専門的知見から指導・助言ができる大学教授や教員経験者を「いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー」として派遣する。
- ・暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員を派遣し、児童生徒・保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。

○ ネットパトロール※₆を通じて、インターネット上の見えないところでのいじめの早期発見・早期対応に努める。 <県教育委員会>

- ・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）※₇への不適切な書き込み等への監視を強化するとともに、発見された事案について、学校や市町村教育委員会等への情報提供や指導・助言を行う。

（４）教職員の資質向上

○ 生徒指導や教育相談に関する研修の充実により、教職員の資質能力の向上を図る。

<県教育委員会>

- ・新任校長研修、新任教頭研修、新任生徒指導主事研修では、いじめの具体的事例を基

にケーススタディ※8を行い、未然防止や早期発見・早期対応に関する取組の充実を図る。

- ・生徒指導主事、教育相談担当教員等を対象として、外部講師による専門的な講義やケーススタディなど、生徒指導や教育相談に関する専門的な研修の充実を図る。
- ・いじめ防止のために全学校全教職員に配布した「いじめ防止研修用リーフレット」等の教員向け資料、教育相談の心得や方法等をまとめた資料を作成・配布し、活用を促すことにより、各学校における研修やいじめの防止等の取組の充実を図る。全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。
- ・重大事態を未然に防ぐための「教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成21年3月：文部科学省）」等の資料や重大事態が起こった際を想定した「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月：文部科学省）」、「子供の自殺が起きたときの背景調査指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」等の資料を活用した研修の充実を図る。
- ・県内の全公立学校の教職員を対象に「人権教育幹部研修会」「人権教育教員研修会」「人権教育講座」を開催し人権意識の向上に努める。

（５）学校評価や学校運営支援

- いじめの防止等に資する学校評価を推進する。 ＜県教育委員会＞
 - ・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって、県教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して、必要な指導・助言を行う。
- いじめの防止等の取組を適切に評価する教員評価を推進する。 ＜県教育委員会＞
 - ・教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめ発生の際に問題を隠さず迅速かつ適切に対応することや組織的な取組等について評価するよう、各公立学校及び市町村教育委員会における教員評価への必要な指導・助言を行う。
- 教職員が一人一人の子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、学校運営の改善を支援する。 ＜県教育委員会＞
 - ・事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(6) 私立学校への支援

- いじめの防止等に向けた取組が推進されるよう支援を行う。 <環境生活部>
- ・各学校の実情に応じ実効性のある学校いじめ防止基本方針が策定されるよう助言・援助を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の配置による教育相談体制の整備、退職教員や経験豊かな社会人等外部人材の活用による児童生徒に向き合う環境の整備、道徳教育や人権教育等による心の教育の推進、学校通信やホームページ開設による学校教育活動の保護者等への情報提供など、教育環境の充実のための財政上の支援策を講じる。
- ・県教育委員会が実施する教職員の資質向上のための研修等への参加促進や、各種資料の情報提供を行う。

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(第Ⅲ章における「学校の設置者」とは、県立学校の場合は県教育委員会、私立学校の場合は学校法人であり、「学校」とは、県立学校、または、私立学校のことをいう。)

学校においては、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

また、市町村立学校についても、実施すべき施策について県教育委員会と市町村教育委員会で連携や情報共有を図る。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校では、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、岐阜県の基本方針を参考にして、自らの学校のいじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。具体的な内容としては次のようなものが挙げられる。

- ①いじめの問題に対する基本的な考え方
- ②いじめの防止（未然防止のための取組等）
- ③いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
- ④いじめ事案への早期対応（認知したいじめに対する事案対処）
- ⑤いじめの防止等（未然防止、早期発見、早期対応）の対策のための組織
- ⑥いじめの防止等のための年間計画
 - ・「取組評価アンケート」、「組織」による会議、校内研修会等の実施時期の決定
 - ・未然防止の取組の決定（全ての学年が学年毎の取組を行うか全校の取組を行う）
 - ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
 - ・児童生徒・保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取の時期の決定
 - ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定（PDCAサイクル）等
- ⑦いじめの防止等のための取組に係る学校評価の評価項目
- ⑧重大事態への対処
- ⑨資料の保管（定期に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録等）

○ 学校いじめ防止基本方針作成の留意点

- ・いじめの防止の観点では、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、「学校の教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム（学校いじめ防止プログラム）」「年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画」等を具体的に盛り込む必要がある。
- ・いじめの早期発見を徹底する観点では、いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、いじめ事案への対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されているものとする。さらに、いじめを行った児童生徒等に対する成長支援の観点から、いじめを行った児童生徒等が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- ・より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して、適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すという計画・実行・評価・改善のサイクルを盛り込む必要がある。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- ・学校いじめ防止基本方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画を依頼し、地域を巻き込んだ学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、取組を円滑に進めていく上でも有効である。
- ・児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れることなども考えられる。
- ・学校が策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための、中核となる常設の組織（学校いじめ対策組織）を設置する。

また、可能な限り、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることが考えられる。また、学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、次の内容等が想定される。

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめを受けた児童生徒等に対する支援・いじめを行った児童生徒等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

県教育委員会及び県私立学校主管部局は、上記の組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

学校いじめ対策組織は、いじめの未然防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすること、特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談することや、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、学校いじめ対策組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの早期対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組について計画・実行・評価・改善のサイクルが推進されているか検証する。

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。

さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの未然防止・早期発見・早期対応に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようするなど、未然防止・早期発見・早期対応の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

学校いじめ対策組織の名称としては「いじめ未然防止・対策委員会」など、各学校が決定する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び学校の設置者は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。(国の基本方針 別添2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照)

(1) いじめの未然防止※9

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。この場合において、県が実施した「いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー派遣事業」の成果を積極的に活用する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめを受けた児童生徒等を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスや一時の感情にとられることなく、互いを認め合える望ましい人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめの早期対応

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して、かつ、即日、該当情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学

校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を明らかにした上で、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、組織的に今後の指導方針と見通しを決定するとともに、いじめを受けた児童生徒等を徹底して守り通す。

また、いじめを行った児童生徒等に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝えるとともに、協力して指導する姿勢をもつよう理解を得るようにする。

いじめを受けた児童生徒等及びいじめを行った児童生徒等の話を十分に聞き、事実関係が明らかになった段階で、いじめの根絶のために、保護者を交えた会をもつなど、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことができるようにする。その際、児童生徒の成長の過程で、いつでもどこでも誰にでも起こりうること、加害者・被害者・観衆・傍観者の構造によって深刻化することについて、関係する児童生徒、保護者の理解が必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている、又は、その疑いのあるいじめ事案や、いじめを受けた児童生徒等又は保護者のいじめを行った児童生徒等に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒等の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し、対応することが必要である。また、保護者に対して、あらかじめ周知しておくことも必要である。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒等及びいじめを行った児童生徒等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受け

た児童生徒等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒等及びいじめを行った児童生徒等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

IV 重大事態への対処

（第IV章における「学校の設置者」とは、県立学校の場合は県教育委員会、私立学校の場合は学校法人であり、「学校」とは、県立学校、または、私立学校のことをいう。）

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）」（以下「国のガイドライン」という。）により適切に対応する。

1 学校の設置者又は学校による調査

（1）重大事態の意味と重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。これらの疑いが生じた段階から、学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。なお、こうした疑いがあるかどうか確認ができていない場合には、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて確認を行う。

重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。また、不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒※10が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれる。

法第28条第1項各号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が該当児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、対象児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、次のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手することが必要である。

なお、この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定されるが、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組むこと。

(2) 重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、国のガイドライン及び「生徒指導提要(改訂版)」を理解する。学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することも必要となる(11頁記載内容再掲)。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う(15頁記載内容再掲)。

いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。

学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくよう努める。また、重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示しておくよう努める。

(3) 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒^{※11}に対する指導及び支援等に取り組む。

可能な限り、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと、児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど同時並行で対処できる体制構築に努める。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり、学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する(15頁記載内容再掲)。

学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することがないよう配慮する。

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証する。重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことはしない（調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応）。

（４）重大事態を把握する端緒

重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、法第２３条第２項や、法第２４条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。

不登校重大事態については、年間３０日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が３０日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合には、よく設置者と協議したりするなど、丁寧に対応する。

対象児童生徒が学校を転校又は退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があり、生命心身財産重大事態に該当する。

対象児童生徒・保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。なお、対象児童生徒・保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が対象児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第２３条第２項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

（５）重大事態発生時の対応

学校が、重大事態であると判断した場合は、県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、知事へ直ちに報告する。報告の内容については、学校の設置者・学校自身にとって不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において、窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。

学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取り組む。また、調査中に関係資料を誤って廃棄することのないようにするため、学校における関係資料の保存期間を指導要録との並びで保存期間を５年とする。

学校の設置者及び学校として重大事態の発生を公表する前に報道等で当該事態が報じられた場合は、児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応の担当者を決めて、正確で一貫した対応を行うようにする。

（６）調査組織の設置

① 調査主体の決定

調査は、学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合が考えられ、調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。ただし、調査目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合や、

学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると学校の設置者が判断する場合には、学校の設置者主体として調査することを妨げるものではない。

学校は、本来、児童生徒や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることを踏まえ、学校が調査主体として調査をする場合、特段な事情がある場合を除き、外部の専門家^{※12}（第三者^{※13}）の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施するよう努める。

しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、対象児童生徒・保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。なお、県立学校の事案において県教育委員会が調査する場合は、学校いじめ対策チームなどが調査の支援を行う。

私立学校においては、学校によって体制面など実情が異なり一律的に判断することは困難であるが、上記の考え方も参考にしながら、適切な主体を選定していくことが必要である。

② 調査組織の検討

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査組織により当該重大事態に係る調査を行う。なお、重大事態の調査組織については、国のガイドラインを参照する。

調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性の確保に努める。

また、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い次のような重大事態は、調査組織の構成について特に熟慮する。

○対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

○対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

○これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

③ 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。説明に当たっては、はじめに調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。

対象児童生徒・保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して対象児童生徒・保護者に示すなど説明内容を「見える化」するよう努める。

事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うよう努める。

対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければならない。

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒・保護者等の協力が重要となるため、関係児童生徒・保護者への説明も行う。

④ 重大事態調査の進め方

重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。

第28条第1項の「事実関係を明確にするための調査」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

十分な調査が尽くされていない場合などには、地方公共団体の長等は、調査の結果について再調査を行うことができることとされており、予め対象児童生徒・保護者に確認する。また、対象児童生徒・保護者に対して、適切に経過報告を行う。

調査の進め方、スケジュールは調査組織において決定（事案の特性や対象児童生徒等の意向も考慮）し、標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

調査途中で、対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。

警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聴き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図る。

重大事態調査を開始する場合、県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、知事へ直ちに報告する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、対象児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

県立学校が調査を行う場合においては、県教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うなど、適切に対応する。

なお、重大事態調査報告書の作成についての詳細は、国のガイドラインを参照のこと。

⑤ 調査結果の説明・公表

県教育委員会又は学校は、対象児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、調査報告書に基づき、説明する。

併せて、いじめを行った児童生徒等・保護者にも説明を行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。

対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明する。

重大事態の調査結果については、県立学校に係る調査結果、また私立学校に係る調査結果は、それぞれ知事に報告する。対象児童生徒又はその保護者が希望する場合、対象児童

生徒又はその保護者の所見をまとめた文書等の提供を受け、調査報告書に添えて知事へ送付する。

学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。調査報告書を公表するかどうかについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

公表の詳細は、「いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表について（以下、公表ガイドラインとする。）【令和4年4月25日（令和6年3月19日改訂）岐阜県教育委員会】」を参照のこと。

⑥ 調査を行うための留意事項

重大事態の調査開始前に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」（文部科学省 令和6年8月配付）を参照して、その都度点検をして実施するよう努める。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。特に、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとること。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒・保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。

詳細は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月：文部科学省）」、「子供の自殺が起きたときの背景調査指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」を参照のこと。

（7）重大事態調査の対応における個人情報保護

重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法、その他関係法令に基づいて対応する。

調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う。

（8）調査結果を踏まえた対応

調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。

対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

調査結果を踏まえて中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる場合や、いじめを行った児童生徒等に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる場合もあるが、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

また、再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行う。

2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

(1) 「岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査

知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。私立学校については、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。

なお、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ①調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ②事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体に長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合は、その内容も踏まえる。

なお、重大事態になった経緯や事案の特性を考慮する場合や、対象児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して知事等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。特に、児童生徒から何度も聴き取り等を行うことは、心理的負担を伴うものであるから、新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮する。

再調査についても、再調査の主体は、対象児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

また、私立学校の場合にあつては、私立学校法の規定等に定める権限の行使の他、助言・援助など必要な措置を講じる。

また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、県において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

V その他いじめの防止等のための対策に関する事項

岐阜県は、岐阜県の基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、岐阜県の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、県は市町村における地方いじめ防止基本方針や県立学校及び私立学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

附則

- | | |
|-------------|----|
| ・平成26年3月 | 策定 |
| ・平成29年8月22日 | 改定 |
| ・令和3年4月1日 | 改定 |
| ・令和○年○月○日 | 改定 |

【用語解説】

※1：スクールサポーター

学校内や登下校時における子供の安全確保に関する取り組みを強化するとともに、児童生徒の非行の防止や健全育成を図るために警察署に配置されている方のことです。

※2：少年警察ボランティア

児童生徒の非行防止及び保護を図るための活動に当たってくださる警察から少年補導員等として委嘱された地域の方々のことです。

※3：MS（マナーズ・スピリット）リーダーズ活動

MS J（マナーズ・スピリット・ジュニア）リーダーズ活動

Mは、Manners（規範、礼儀作法）、SはSpirit（意識、精神）の頭文字です。MSリーダーズ活動は高校生自らが自発的に取り組む「生徒の生徒による生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」のことです。MS Jリーダーズ活動は中学生による同様の活動のことです。

※4：ソーシャルスキル

仲間関係を円滑に進め、維持していく能力のことです。

※5：スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことです。

※6：ネットパトロール

児童生徒がネットいじめなどに巻き込まれていないかを教育委員会等が監視する取組のことです。

※7：ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

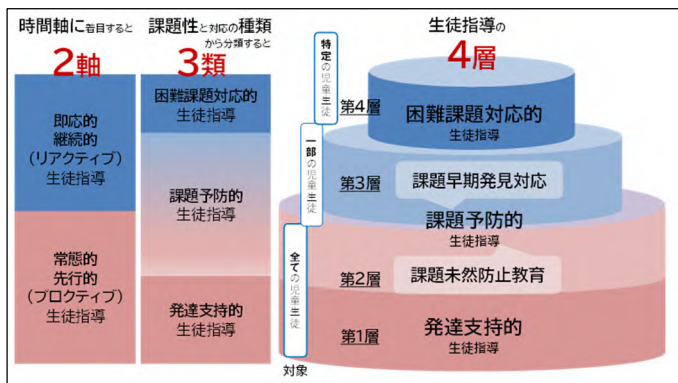
インターネット上の交流を通して社会的なネットワークを構築するサービスのことです。

※8：ケーススタディ

実際に起きた事例をもとに研究をすることです。

※9：「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの早期対応」

生徒指導提要（令和4年12月改訂 文部科学省）で示された「いじめの重層的支援構造」のことです。



①発達支持的生徒指導

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ。

②課題未然防止教育

道徳や学級・ホームルーム活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の実施。

③課題早期発見対応

いじめの予兆の発見と迅速な対処（アンケート、面談、健康観察等による気づきと対象児童生徒の安全確保等）。

④困難課題対応的生徒指導

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策組織による対象児童生徒ケア、関係児童生徒指導、関係修復等）。

※10：対象児童生徒

「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある児童生徒のことです。

※11：関係児童生徒

いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒のことです。

※12：専門家

法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するもので、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定されます。

※13：第三者

基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示しています。